

国立大学法人鳴門教育大学広告掲載要項

平成29年9月29日
学 長 裁 定
改正 平成31年3月29日
令和2年4月 1 日

(趣旨)

第1条 この要項は、国立大学法人鳴門教育大学（以下「本学」という。）が掲載する広告に関して、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要項において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) この要項において、「広告媒体」とは、次に掲げる本学資産のうち、広告掲載が可能なものをいう。

- ア 本学の発行する印刷物
- イ 本学のウェブページ
- ウ その他広告媒体として活用できる資産

(2) この要項において、「広告掲載」とは、広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(規制業種又は事業者)

第3条 次の各号に定める業種又は事業者の広告は、掲載しない。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業及び風俗営業に類似した業種
- (2) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関する業種
- (3) 暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ及び特殊知能暴力集団等の反社会的勢力と認められる事業者等
- (4) 国立大学法人鳴門教育大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項（平成19年10月10日学長裁定）に基づく取引停止措置を受けている事業者

(広告の掲載基準)

第4条 掲載する広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張に関するもの
- (6) 個人、団体又は組織等の名誉、信用、正当な権利又は財産等を損なうおそれがあるもの
- (7) 社会的批判を招く恐れのあるもの

- (8) 取扱商品などの性質上、消費者とのトラブルが想定されるもの
 - (9) たばこの広告や喫煙を促すもの
 - (10) 美観風致を害するおそれがあるもの
 - (11) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの
 - (12) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると認めるもの
- 2 前項に定めるもののほか、広告の掲載基準については、日本新聞協会が定めた「新聞広告掲載基準」に準じて取り扱うものとする。

(広告の掲載位置及び規格、掲載料等)

第5条 広告の掲載位置及び規格、掲載料等については、広告媒体ごとに別に定めるものとする。

(広告の募集方法)

第6条 広告は、原則として本学が管理するウェブページ等により公募するものとする。

(掲載の申込み)

第7条 広告掲載を希望する企業その他の者（以下、「広告主」という。）は、広告掲載申込書（別記様式第1号）に会社概要及び掲載しようとする広告の仮原稿や図案等を添え、指定の期日までに入試課広報係に提出するものとする。

(広告掲載の審査及び決定)

第8条 広告の審査は、教務部入試課が行うものとする。

- 2 学長は、事務局長との協議に基づき、広告掲載の可否を決定するものとする。
- 3 学長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定した場合は、広告掲載決定通知書（別記様式第2号）により、広告主に通知するものとする。
- 4 広告主は、前項の規定により広告掲載の許可を受けた場合は、前項の通知書に記載された期日までに、広告の版下原稿を入試課広報係に提出するものとする。

(広告主の責務)

第9条 広告主は、広告の内容（ウェブページ広告の場合は、リンク先のホームページの内容を含む。）、その他広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、本学は一切の責任を負わない。

- 2 広告主は、広告の版下原稿や作成等に関する経費を負担する。
- 3 広告主は、広告の版下原稿に関する著作権等関係諸法令の確認及び必要な手続きを行わなければならない。

(掲載料の納入等)

第10条 広告の掲載料は、学長が指定する期日までに、本学が指定する口座に一括で前納しなければならない。

- 2 既納の掲載料は、返還しない。ただし、次条第1号の事由による広告掲載の決定を取消した時及び広告媒体の発行中止等本学の都合により広告が掲載できなかった時は、その一部又は全部を返還することができる。
- 3 前項ただし書きの規定により返還する掲載料には、利子を付さない。

(広告掲載の取消し等)

第11条 学長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 広告主から、第8条第3項に定める通知書に記載された期日までに、広告掲載取消の申し出があったとき
- (2) 広告主が所定の期限までに版下原稿を提出しないとき
- (3) 広告主が所定の期限までに掲載料を納入しないとき
- (4) 提出された版下原稿が第3条に掲げる基準に抵触し、本学からの修正の求めに応じないとき
- (5) 広告主が虚偽の申込みをしたとき
- (6) 広告の掲載期間中において、広告主が国立大学法人鳴門教育大学物品購入等契約に係る取引停止等の取扱要項（平成19年10月10日学長裁定）に基づく取引停止措置を受けたとき
- (7) その他広報媒体の作成に支障が生じたとき
(損害賠償請求)

第12条 広告主の責に帰すべき事由により、本学が被害を被った場合は、学長は広告主に対し損害賠償請求ができるものとする。

(協議)

第13条 この要項に定めのない事項について疑義が生じた場合は、本学と広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(裁判管轄)

第14条 この要項に定める広告掲載に関する訴えの管轄は、国立大学法人鳴門教育大学所在地を管轄区域とする徳島地方裁判所とする。

(その他)

第15条 この要項に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要項は、平成29年9月29日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。